

2002年9月17日

世田谷区長 大場 啓二殿  
保健福祉部長 太田 邦生殿  
教育政策担当部長 四元 秀夫殿

## 要 望 書

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会  
会長 田嶋信雄

日頃より世田谷区の学童クラブ行政にご尽力下さり、大変ありがとうございます。

私たち世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会(学童クラブ父母連)は、世田谷区の公立学童クラブおよびわんぱく・和光小学校の2つの自主保育クラブの父母会が組織している団体です。学童クラブ事業の発展と相互の親睦をめざし、情報交換などを中心とした活動を行っております。今年も、例年と同じく、来年度予算の編成期にあたり、父母連としての要望書を提出したく存じます。なにとぞよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

なお、公務ご多忙中のところ誠に恐縮ではありますが、本要望書に対するご回答を、

2002年9月30日(月)までに

頂戴いたしたく、よろしく願い申し上げます。

### I 学童クラブ機能を確保するため、必要かつ十分な予算を確保してください

学童クラブ事業は、「保育に欠ける」児童に対し、「第二の家庭」ともいべき生活の場を与えるという児童福祉事業的な性格を持つとともに、勤労父母に対して安心して働ける環境を整備することにより子育て支援をし、さらに積極的に平等な男女共同参画社会を目指すという意味で、これからの日本社会にとって極めて重要かつ不可欠の施策であると我々は考えています。そのことは、昨年の政府施政方針演説で、小泉首相が「必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制を整備します」と述べていることから明らかでありましょう。世田谷区は「子ども条例」を制定するなど子どもに対する施策を積極的に進めており、また男女共同参画社会への取り組みにおいても積極的な姿勢を示している以上、指導員定員枠の拡大をも含め、胸を張って学童クラブ事業への必要かつ十分な予算配分を要求されますようお願いいたします。

### II 新BOPにおける学童クラブ機能の位置づけを明確にしてください

平成11年3月31日付の世田谷区の文書「放課後児童健全育成事業実施要綱」(世児発990号)ではいわゆる「新BOP」の実施につき規定されていますが、従来から指摘されていますように、この要綱では「新BOP」内における学童クラブ事業の位置づけが十分ではありません。世田谷区は、「新BOP」内学童クラブには「世田谷区学童クラブ運営要綱」は適用されないとの立場ですが、それならば、「放課後児童健全育成事業実施要綱」を改訂充実し、または「世田谷区学童クラブ運営要綱」に代る「世田谷区新BOP内学童クラブ運営要綱」のたぐいを作成するなどして、「新BOP」における学童クラブの設置基準、育成目標、事業内容その他の必要な事項、つまり学童クラブ機能の内容を、区の統一基準として明確に示してください。

さらに、「新BOP」に移行しても学童クラブ機能を低下させない、と明言されている以上、「世田谷区学童クラブ運営要綱」の設置基準などを最低限維持することは当然として、さらに厚生労働省「全国児童福祉主管課長会議資料11」に示された「1.65㎡」基準を世田谷区の新たな基準として採用することを積極的に検討してください。

### Ⅲ 学校教職員・PTA・区民に対し、学童クラブ事業について積極的に説明してください

「新BOP」導入により学童クラブが小学校内に移動するにともない、いままでの学童クラブ現場にはなかった様々な摩擦が、新BOP準備会・連絡協議会など公式・非公式の場で生じています。そこには、学童クラブ事業に対する学校教職員あるいはPTAなどの認識不足も大きな原因として作用している、と我々は考えています。多くの学童クラブ父母会が、学校教職員あるいはPTAに対し、「学童クラブとは何か」「学童クラブには何が必要か」を説明するために、時間をかけて涙ぐましい努力をしています。また、多くの指導員が、学校という「間借り」の場で、学童クラブへの認識が必ずしも十分とはいえない学校側に対し、非常に気を使いながらお仕事をされているようです。いま学童クラブとBOPという本来性質の異なる事業を統合する（そしてそれを学校という枠に押し込める）ことの政策的是非はひとまず措くとしても、こうした様々な摩擦や葛藤は、区が、学童クラブ事業に関してきちんとした説明をすることにより、かなりの程度緩和・改善されるのではないかと私たちは考えています。

また、従来から指摘されていることですが、現在の区報による直前の申請案内のみでは、保育園保護者らに学童クラブの存在および利用の仕方が必ずしも徹底せず、学童クラブ事業に対する区民の潜在的な需要に応えきれていないことは明らかです。

校長・教頭を始めとした学校教職員、PTA、保育園保護者および広く世田谷区民に対し、様々な機会（例えば入所説明会、「新BOP」準備会、連絡協議会、教職員研修、区報、パンフレット、専用ホームページの開設など）を通じて、胸を張って堂々と学童クラブ事業について啓蒙・説明されますようお願いいたします。

### Ⅳ 障害を持つ児童に対する定員枠を撤廃してください

世田谷区では、「新BOP」事業を導入するに際し、同事業では定員枠を設けない、したがっていわゆる「待機児童問題」は解決する、と謳ってきました。しかしながら、現実には、障害を持つ児童に定員枠が設定され、障害を持つ児童が待機にまわされる例が出ています。私たちは、「障害を持つ」ことを理由としたこのような措置は、いわれのない差別であり、世田谷区「子ども条例」前文（「ひとりの人間としていかなる差別もなく尊厳と権利が尊重される」）の精神にも著しく背馳するものと考えます。父母連ではこの問題に関し、従来から繰り返し改善を要望してきましたが、改めてこの不当な措置を撤廃するよう強く要求いたします。

さらに、障害を持つ4年生以上の児童が学童クラブへの入会を希望する場合でも、国の通知（「放課後児童健全育成事業の対象児童について」平成13年12月20日付）および東京都の通知（「学童保育事業運営要綱の改正について」平成10年10月20日付）、さらに高学年まで学童クラブで受け入れる他区の実例なども踏まえ、積極的に受け入れてくださいますよう要望いたします。

### Ⅴ 学童クラブ・新BOP実施時の災害訓練を実施し、帰宅途中の防犯対策を徹底してください

「新BOP」運営時間では、クラスで児童がまとまり担任教員の目が行き届く通常の小学校の生活時間とは異なる条件で子どもが生活しています。このため、「新BOP」には、小学校が定期的におこなう避難訓練とは別の訓練が必要です。是非「新BOP」ごとの実状にあった避難訓練を実施するとともに、保護者への連絡方法・引き取り方法を確立してください。

さらに、近年、子どもに対する凶悪事件が多発していること、また、学童クラブ児童の帰宅時間が他の生徒より遅く、集団下校の人数も少ないことに鑑み、子どもに対する犯罪予防対策・防犯教育などを徹底して実施してください。

以上をもとに、各学童クラブ・「新BOP」ごとに緊急時対応マニュアルを作成・整備してください。

### Ⅵ 職員の研修実績及び今年度の研修計画を明示してください

学童クラブ正規職員、「新BOP」正規職員、非常勤職員、事務局長ならびに学校長を始めとする学校関係者など、学童クラブ・「新BOP」の運営に関わる教職員全員につき、内容、期間および実施時期を含めた昨年度の研修実績と今年度の研修計画を明示して下さい。

以上